

令和7年3月21日

静岡県「核燃料税」の更新

静岡県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新後の静岡県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	静岡県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：29,500円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	(平年度) 価額割 1,243百万円 出力割 1,240百万円 計 2,483百万円 ※1 価額割は発電用原子炉が稼働した場合。 ※2 価額割の収入は、核燃料の挿入価額や量により変動する。
非課税事項	—
徴税費用見込額	(平年度) 約262千円
課税を行う期間	5年間（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

- ・ 令和6年12月20日 静岡県議会にて条例案可決
- ・ 令和6年12月24日 総務大臣協議
- ・ 令和7年3月21日 総務大臣同意
- ・ 令和7年4月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。